

地方独立行政法人天王寺動物園 ホッキョクグマ舎新築工事
基本設計等業務委託
プロポーザル募集要項

I 業務概要

1 本委託の概要

- (1) 業務名
 - ・地方独立行政法人天王寺動物園ホッキョクグマ舎新築工事基本設計等業務委託
(以下、「本業務委託」という。)
- (2) 履行期間
 - ・業務委託契約締結の日から令和4年3月31日までとする。
- (3) 業務内容
 - ・地方独立行政法人天王寺動物園ホッキョクグマ舎新築工事基本設計等業務委託仕様書のとおり(以下、「仕様書」という。)
- (4) 計画概要
 - ・天王寺動物園(仮称)ホッキョクグマ舎外1件整備に伴う基本計画書(仮称)ホッキョクグマ舎(以下、「基本計画」という。)を参照のこと
- (5) 建設場所
 - ・大阪府大阪市天王寺区茶白山町1番108号
※天王寺動物園101計画(平成28年10月)(以下、「101計画」という。)参照

II 募集要領

1 選定方針

- ・受託候補者の選定は、業務提案書やプレゼンテーション等による審査を踏まえ実施する。

2 スケジュール

	内容	日時
①	募集要項の公表	令和3年6月11日(金)
②	質問書の受付 様式2	令和3年6月16日(水) 令和3年6月18日(金)17時まで
③	質問に対する回答	令和3年6月23日(水)から 令和3年6月25日(金)まで
④	参加表明書等の提出	令和3年7月9日(金)17時まで
⑤	プレゼンテーション参加要請書通知	令和3年7月13日(火)(予定)
⑥	審査会(提案者プレゼンテーション)	令和3年7月16日(金)(予定)
⑦	審査結果の発表及び通知	令和3年7月21日(水)(予定)
⑧	契約締結・事業開始予定	令和3年7月下旬頃(予定)
⑨	委託期限	令和4年3月31日

3 参加資格要件

- ・本プロポーザルに参加することができる者（以下、「参加者」という。）は、以下に掲げるすべての参加資格要件を満たす単体企業とする。
- (1) 公表日から契約締結日までの間に、国及び地方公共団体から、それぞれの規定に基づく指名停止または入札参加停止措置や指名除外または入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 大阪府内に本社または支店を有すること。
- (8) 令和2・3・4年度大阪市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿の承認種別「300:建築設計・監理」または「500:建設コンサルタント」のいずれかで登録していること。

5 参加資格等に係る留意事項

- ・本業務委託の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条の規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、請負者となることはできない。

6 業務実施上の条件

- ・本業務委託の実施にあたっては、以下の条件を満たすものとする。
- (1) 業務の再委託
 - ・契約の履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
 - ・主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 管理技術者等の資格及び実績要件

- ・管理技術者は、一級建築士とする。
- ・建築（総合）主任技術者は、一級建築士とする。
- ・管理技術者は建築（総合）主任技術者との兼務を認めない。
- ・管理技術者及び建築（総合）主任技術者どちらかは本要綱Ⅲ 4（2）アまたはイにある業務を行った実績があること

7 募集要項、資料類の配布

(1) 募集要項、資料類の配布

ア 配布期間

- ・本要項 Ⅱ 2①から④の期間

イ 配布方法

- ・地方独立行政法人天王寺動物園のホームページに募集要項・業務委託仕様書・業務委託様式集を掲載するので必要に応じてダウンロードし、使用すること。
- ・基本計画については、様式集にある基本計画提供依頼書を提出した事業者には CD-R にて郵送する。
- ・基本計画提供依頼書の提出時には基本計画を CD-R（1枚）にて郵送するため、宛先を記入し、及び切手を貼付した返信用封筒を持参又は郵送（同封）すること。

Ⅲ 応募手続き

1 参加表明書及び技術提案書等の提出

- ・本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要領で参加表明書及び技術提案書等を提出すること。

(1) 提出先

- ・〒543-0063 大阪市天王寺区茶臼山町1-108
- ・地方独立行政法人 天王寺動物園総務課（経理係）
- ・TEL 06-6771-2150
- ・FAX 06-6772-4633

(2) 提出方法

- ・提出書類は、提出先まで持参又は郵送すること。
- ・ただし、郵送する場合は、必ず「配達証明付き書留郵便」とし、令和3年7月9日（金）17時までに必着とすること。
- ・なお、郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

(3) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（様式1） 1部

イ 技術者資料 1部（様式3から様式4-2をまとめ、左上をホチキス止めとする。）

- ・参加者の同種・類似業務実績（様式3）
- ・管理技術者の経歴等（様式4-1）及び保有資格等の写し
- ・建築（総合）主任技術者の経歴等（様式4-2）及び保有資格等の写し

ウ 技術提案書

- ・技術提案書（様式5） 1部
- ・技術提案書の技術提案内容については自由様式とする。 6部

エ 参考見積書（自由書式） 1部

- ・本業務の見積金額は直接経費（交通費、事務用品費等）、消費税及び地方消費税を含む価格とし、税率は10%で計算すること。

2 募集要項等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出先

- ・本要項Ⅲ 1 (1) に同じ

(2) 提出方法

- ・質問書（様式2）に記入し、FAXにて受付期間内に提出先へ送付すること。
- ・また提出について提出先に電話し確認すること。なお、FAX以外での質問の受付は行わない。

(3) 回答

- ・質問に対する回答は、一括してとりまとめ、質問書を提出した全ての者へFAXにて回答する。
- ・回答内容は、本要項及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱う。
- ・本要項Ⅱ 3 (8) 入札参加資格者以外の質問は無効とし回答しない。
- ・質問は本要項Ⅱ 7 (1) イで配布するホームページ掲載のものに関する内容に限ることとし、その他の質問は無効とし回答しない。

3 審査結果

- ・審査結果は参加表明書を提出した者に対してFAXにて通知する。

4 提出書類の記入上の留意事項

(1) 参加表明書（様式1）

- ・代表者印を押印の上、提出すること。

(2) 参加者の同種・類似業務実績（様式3）

- ・以下のアもしくはイに該当する実施設計の業務実績を5件以内で記入すること。
- ・実績が複数ある場合は、国又は地方公共団体等が発注する工事の業務を以下のア、イの業務から順に記入すること。
- ・なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるもの他、用途・規模・構造が同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。

ア 同種業務

- ・国又は地方公共団体等が発注する工事^{※1}で「獣舎施設」の新築、増築、改築に伴って行われた実施設計業務のうち、平成23年4月1日以降に発注され、本プロポー

ザルの参加表明書提出日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）を対象とする。

- ・ただし、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が過半以上の場合に限る。

※1 国又は地方公共団体等が発注する工事

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事

○公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員が発注する工事

イ 類似業務

- ・国又は地方公共団体等が発注する工事^{※2}建築基準法別表1(イ)欄の(3)に該当する建築物の新築、増築、改築、改修に伴って行われた（用途は問わない）の新築、増築、改築に伴って行われた実施設計業務のうち、平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）を対象とする。

※2 国又は地方公共団体等が発注する工事

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事

(3) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者の経歴等（様式4-1・様式4-2）

- ・本業務委託を担当する管理技術者及び建築（総合）主任技術者について、以下に従い記入すること。

ア 資格

- ・資格の種類は、仕様書に記載された資格について記入すること。

イ 同種・類似業務実績

- ・同種及び類似業務の対象は、前記「(2) 参加者の同種・類似業務実績」による。

(4) 技術提案書（様式5）

① 技術提案書（表紙）（様式5）

- ・代表者印を押印の上、提出すること。
- ・技術提案書の技術提案内容については自由様式とする。

② 技術提案内容

- ・本業務委託において、求める技術提案内容の項目は以下（テーマ1）（テーマ2）とする。
- ・また、求める技術提案内容の項目のほか、当該業務を実施するにあたり重要と考えられる新たな視点がある場合は、「その他自由提案」（テーマ3）として提案してください。

（テーマ1） 参考資料「天王寺動物園（仮称）ホッキョクグマ舎外1件整備に伴う基本計画書（仮称）ホッキョクグマ舎」を踏まえた飼育展示のあり方及び、仮獣舎（キジ舎）の飼育展示のあり方について。

（テーマ2） 技術提案項目（テーマ1）を実現しつつ、市街地に立地する獣舎としての、環境負荷を総合的に低減するための創意工夫と既存獣舎解体の飼育動物への配慮について。

(テーマ3) 自由提案

③ 作成上の注意事項

- ・技術提案書の作成にあたっては「I O I計画」および「基本計画」のほか、本業務委託仕様書の特性や求める諸条件を十分に理解した上で行うこと。
- ・技術提案書については、提案者（参加者）を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は行わないこと。（プレゼンテーションにおいても同様とする。）
- ・技術提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者（参加者）の負担とする。

(5) 参考見積書（自由様式）

- ・本業務委託の参考見積について、業務料の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

(6) 提出書類作成上の注意事項（共通）

- ・使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- ・提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。
また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

5 選定基準・方法

- ・受託候補者の選定は、別に定める「地方独立行政法人天王寺動物園 ホッキョクグマ舎新築工事にとまなう基本設計等業務委託プロポーザル評価要領」による。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

- ・審査は、技術提案書の提出とあわせ、技術提案書に関するプレゼンテーションを行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。
- ア プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、本業務を担当する管理技術者及び建築（総合）主任技術者とする。
- イ プレゼンテーションの日程（時刻）や場所等については、別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。
- ウ プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。（プロジェクター等は法人で用意する）
- エ プレゼンテーション及びヒアリングの合計時間は1者あたり25分程度（プレゼンテーション：10分程度、ヒアリング：15分程度）を予定しているが、詳細は別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。
- オ プレゼンテーションの資料やスライド中には、提案者（参加者）を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）をしないこと。（ヒアリングにおいても同様とする）
- カ プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象としない。
- キ 提出された技術提案書は非公開とします。

ただし、当法人は、受託者として特定された者の技術提案書を、本プロポーザルに関する記録として公開等に利用できるものとする。

- ク 設計者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- ケ 応募者が1者の場合でも、審査会を実施し受託候補者を選定する。

(2) 審査方法及び結果の通知

- ア 参加者の同種・類似業務実績（様式3）による客観評価による評価点、技術提案書の評価点及び見積書の評価点を踏まえ、評価点が最も高い応募者から受託候補者1者、次点候補者1者を選定する。受託候補者、次点候補者及び選定されなかった技術提案書の提出者に対しては、審査の結果を書面にて通知する。
- イ 評価点の合計が同点の場合
 - (ア) 「技術提案書」の評価点が高いものを受託予定者とする。
 - (イ) 「技術提案書」の評価点と同じ場合は、「客観評価」の評価点が高い者を受託予定者とする。
 - (ウ) 「客観評価」の評価点と同じ場合は、見積価格が低い者を受託予定者とする。
 - (イ) 参考見積価格が同じときは別途定める審査委員会で決定する。

(3) 失格

・次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- ア 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- ウ その他、本要項に違反すると認められた場合
- エ 関係職員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- カ 契約締結までの間に指名停止または入札参加停止の措置や指名除外または入札参加除外の措置を受けた場合

IV 契約・その他

1 業務委託契約

(1) 契約の締結

- ・本業務の受託候補者として選定された者と契約交渉を行った上で契約手続きを行う。
- ・ただし、受託候補者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止または入札参加停止の措置や指名除外または入札参加除外の措置を受けた場合、提出された書類等に審査結果に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合、若しくは何らかの事故等により、契約交渉が不可能になった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容

- ・契約に係る業務は、別途、仕様書に定める内容とする。

- ・なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もありうるが、提案が必ず業務内容に反映されるわけではない。

(3) 契約金額（これを超える提案はできません。）

- ・本業務の、契約金額は22,850千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- ・なお業務料の目安に比べて著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

2 提出書類の取り扱いについて

ア 提出された資料及びその複製は、本業務の選定以外に提案者（参加者）に無断で使用しないものとする。